

第1回中央港湾団交、異例の人数制限開催 要求書を提出、3月中の解決を業側に促す

2020年度産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書

- 持続可能な港湾運送事業と労働環境整備の条件整備のために
(1) 認可料金制度（公的機関が担保する料金制度）の復活を展望しつつ、当面、適正料金確保のための施策を労使の政策として行政に求める取り組みを具体化し、実施すること。
(2) 政府（国土交通省・厚生労働省）が進める港運政策や港湾労働政策に対しては、港湾労使が共同して対応する立場を再確認し、労使政策委員会など産別労使協議の充実・強化を図ること。なお、産別労使の合意なき港湾関係諸政策・諸施策には反対の立場で対処すること。
- 産別制度賃金、並びに、個別賃上げについて
(1) 産別制度賃金引上げ
① 産別最低賃金の引き上げについて
イ、17年度の産別最低賃金として、17春闘時に個別労使で合意した168,920円を協定化すること。
ロ、20年度の産別最低賃金について、184,500円（日額：8020円、時間給：1,145円）とすること。
② あるべき賃金を、別表の通り改定すること。
③ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
④ 検数・検定労働者の標準者賃金を、264,600円とし、これに到達すること。
なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会での合意内容とする。
(2) 各加盟組合の基準内賃金の引き上げ要求に誠意をもって回答すること。

- 人間らしく働くための労働環境整備について
(1) 港湾産別として時間外割増率を下記の通りとして確立すること。
① 平日：早出／深夜＝60％ 平日深夜＝100％
② 土曜休日：昼間＝100％ 深夜＝125％ 深夜＝150％
③ 日曜・祝日：昼間＝200％ 深夜＝225％ 深夜＝250％
(2) 産別協定で週休二日制を2020年4月1日より全港・全職種で実施することとしていることに鑑み、これを履行すること。
(3) 16春闘協定は「62歳迄の定年延長の必要性については理解する」とし、18春闘協定は「2025年度（25年4月1日実施）までに65歳とする」と合意している。
したがって、定年延長の社会的趨勢とテンポの速さに鑑み、2025年を待つことなく65歳定年制を実施すること。なお、この場合の賃金の制度設計に当たっては、賃金水準の通減を行わないこと。
(4) 産別労災企業補償制度を、下記を最低基準にして産別制度として確立すること。

＜労働災害企業内補償の産別最低基準要求 @＝万円＞

遺族補償	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
4,000	4,000	4,000	4,000	2,750	2,360	2,000	1,670
	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
	1,180	910	710	520	370	240	130

- 14春闘協定以来の関連職種の産別協定（所謂「5.9協定」）履行のための「日港協の支援策」について、2020年4月1日実施に鑑み、早急に実施すること。
(6) 産別協定の適用拡大と協定集の編纂について
① 現行の産別協定を、特定の条件（職種・港）を付記していない条項については、全港・全職種適用と改定すること。
② 2012年以降の労使協定・確認書などについて整理し、現行の産別協定集と合体させて編纂・発刊し、産別労使に配布する措置をとること。

4. 安心・安全の港湾労働に係る課題について

- 頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした、地区（港）単位の防災マニュアルを作り、日常的な訓練を含め、港湾の安全に万全を期すこと。
(2) 放射線量検査、及び中古自動車（建機）輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被爆等の健康診断を実施すること。

5. 所謂「働き方改革」への産別対応について

- 現行産別協定「8時間拘束-7時間労働-月間時間外労働45時間」を各企業内において三六協定として締結すること。
(2) 政府が進める「働き方改革」の諸法令を遵守すべく、各企業内における休日・休暇の諸協定を整備すること。
(3) 上記（1）・（2）を完全実施できる環境が整うまでの間の措置として、労使が行政などに働きかけ「上記（1）・（2）等の長時間労働を抑制する労使の努力」を前提に、これを支援していく行政の政策支援、激変緩和措置を労使の政策として取りまとめ、実現を図ること。

6. 港湾の「高度化」事業、「自動化・機械化」への労使の取り組みについて

- 港湾への「自動化・機械化」導入など、所謂「AIターミナル高度化事業」の課題について、労使合意によって設置した協議会において、真摯に協議を続け、労使合意のないものについては実施しないこと。
(2) 上記について、立法府・行政府に対し、認可料金の復活による政策担保、事業基盤の強化施策、交代制の導入を志向するなど総合的な観点からの具体的政策を労使で成案・要求し、実現に取り組むこと。
(3) 船社のコンソーシアム再編、自動化・機械化の課題など港湾労働者の雇用と職域に係る事項については、「事前協議制度の厳正運用」で対応すること。

7. 職場と業域の拡大・港湾労働秩序の確立について

- 港湾倉庫・特定港湾倉庫、並びにゲート業務の実態調査に着手し、港湾運送事業の職域拡大を図ること。
(2) 事前協議制度の運用に当たって、施設事案に対応する際に、ユーザーに対して「港湾倉庫・特定港湾倉庫指定」を啓蒙し、港湾運送事業・港湾労働秩序の維持に協力と理解を求め、業域と職域の拡大に資すること。
(3) 港湾労働法的全港・全職種適用について、専門委員会協議を早急に行い、行政府に具体化を求めて、労使が提言していく取り組みへと前進を図ること。
(4) 港湾労働秩序の確立の諸課題について
① 港湾労働法適用港において、労働者証の意義を重視し、その実効性を高めるためにワッペン貼付を取り組んできたが、これを適用港すべてで実施するために、厚生労働省は、関係地区労使にこの取り組み促進を要請する動きを始めている。したがって、日港協として、これを真摯に受け止め、具体化すること。
② 常用港湾労働者派遣制度の積極的活用と運用で「日雇い労働」をなくす取り組みを進めること。そのための、方策を労使専門委員会において具体化すること。

8. 東京オリンピック・パラリンピック対策について

- 「祭典」に名を借りた港湾運送事業と港湾労働へのしわ寄せを許さないために、中央においては、この課題に特化した対策会議を設置し、情報収集とともに必要な対策を講じること。
(2) 当該地区労使、関係地区労使と連携し、港湾労働者、港湾運送事業者に犠牲を転嫁するような施策には反対し、必要なら「事業と就労の補償」等の対策を、国・都・五輪組織委員会など関係者に求めること。

以上



全国港湾と港運同盟は、二月二十日（木）十三時三〇分より新橋の港運会館三階において、二〇春闘第一回中央港湾団交を開催し、日本港運協会に「二〇二〇年度産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書」を提出すると同時に、現在の国内情勢を勘案して出席人数を制限する、異例の二〇港湾産別春闘のスタートを切る事となった。

団交開催に先立ち日本港運協会は、新型コロナウイルス肺炎感染の国内対応情勢を理由に、団交延期を申し入れてきた。
労側は協議の結果、二〇春闘要求の趣旨説明が中心であり、出席人数を制限した開催を申入れ、労使双方とも出席人数を縮小しての団交となった。
団交の冒頭業側は「新型コロナウイルスによる肺炎が国内で広がっている状況を受け、国内感染が新たな局面に入ったとの認識が示
された。延期も含め検討の結果、感染拡大リスクを極力回避するべく、この様な開催となった。組合側の迅速な対応を感謝する」等と述べた。
糸谷委員長は「非常時という状況は我々も理解しているが、延期は避けていた
だきたい。要求は、昨年までの宿題で残っている課題であり、ふくらまざるを得ない。でき得れば「三三回と重なるよりは、三月いっぱい」で片が付く回答を願う」等と述べた。

玉田書記長の要求趣旨説明では「異例の団交となった。各地区代表全員が参加されている状況ではない事
でもあり、要求趣旨説明書を提出した。その意味でも団体交渉を参加されたと同
じようなものにした」等と述べ、要求趣旨の重点説明を行った。

その後の組合側の主張や意見では、①各単組の賃上げで各地区港湾とともに各関係元請等の要請行動を行う準備をしている。②今年から関連業種における5・9協定の実施について協力を
業側からの意見では、①要求書の3.「人間らしく」とは、港湾の労働環境が世間一般に、いまだに厳しいの意味にとられかねないのではないか。②東京港でのオリ・パラの開催による貨物への影響は、むしろ開
催後とみている。貨物の減
少があれば、港運事業者で
一丸となり乗り切っていきたい。
それに対し組合側は、デ
イセントワークという言葉
薬が使用されることがあ
り、これは「価値ある仕事」という意味と同時に「人間らしい仕事」の意味もある。そのように理解し
受け止められたとした。
業側から次回団交を三月十二日の十四時三十分からの開催の提案があり、組合側はこれを了承したものの、新型コロナウイルス感染の状況の変化に応じ対応する事、事務局間で調整していく事を確認して終了した。（十四時三十分終了）



もうすぐ桜が咲く季節。今年は暖冬傾向で開花が早そうだが、桜と言えは、国会で話題となっている『桜を見る会』の追求。世論調査では、約八割が安倍首相や菅官房長官の説明に納得していない。きっちりとした説明がない限り、野党の追及は終わらない。二〇一三〜一七年度分の招待者名簿について、菅氏は行政文書ファイルへの未記載を違法と認めた。そうまでして隠すのは何故か、疑惑は深まるばかりだ▼嘘やごまかし、文書の廃棄・隠ぺい：そんな事がまかり通る状況でまともな政策議論ができるとは思えない。安倍政権が真実を明らかにせず、逃げてばかりいるから政策議論の時間がなくなる。招待者名簿の存在を再調査し、公表すればいいだけだ▼名簿は廃棄したと言っているが、そのこと自体、事実なのかどうかを含めて調査が必要だ。招待者を選ぶ際に、前年の名簿は不可欠なはず。どこかに保管していると考えた方が自然だと思う。では、なぜそこまでして隠ぺいしようとするのか。名簿の公表は安倍首相にとって都合が悪いかからではないのか。支持者への供応だけではなく、『反社』と呼ばれる人々の付き合ひまで明るみに出ることを恐れているからではないのかと考えざるを得ない。